

各種保険料のお知らせ

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料
 問 保険年金課 ☎(55)71119
 介護保険料
 問 高齢福祉課 ☎(55)71116

▼保険料の仮徴収／保険料(国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料)は前年所得(平成30年中)をもとに計算するため、平成31年度の保険料額は前年所得が確定する6月以降でなければ決まりません。このため前年から継続して保険料が賦課されている方について、仮徴収を行います。

【特別徴収(年金から天引き)の方】
 2月に特別徴収された保険料の同額が4、6、8月の年金から天引きされます。

【普通徴収(納付書、口座振替)の方】
 前年度をもとに、第1期(4月)・第2期(6月)を暫定賦課します。納入通知書(納付書)は4月中旬に送付します。

▼平成31年度の確定した保険料額(年額)について/確定した年間保険料額(年額)から仮徴収賦課分を差し引いた残額を、以降の納期に振り分けます。決定通知書は7月中旬に送付予定です。



愛知県後期高齢者医療制度 協定保養所利用助成事業

問 愛知県後期高齢者医療広域連合給付課
 ☎052(955)1205

後期高齢者医療制度被保険者の皆さんの健康の保持・増進を目的に、次の協定保養所に宿泊する場合、1人1泊につき1千円を助成します(4月1日から3月31日までの1年間で、全保養所合わせて4泊まで利用可)。

場所	協定保養所名	電話番号
豊田市	豊田市 百年草	☎0565(62)0100
桑名市	名古屋市休養温泉ホーム松ケ島	☎0594(42)3330
東浦町	あいち健康の森プラザホテル	☎0562(82)0211
田原市	シーサイド伊良湖	☎0531(35)1151
蒲郡市	サンヒルズ三河湾	☎0533(68)4696
江南市	すいとぴあ江南	☎0587(53)5555

▼利用方法/利用される方は、直接協定保養所へ申し込み、「愛知県後期高齢者医療制度の被保険者」であることを伝えてください。

宿泊当日、利用される保養所の窓口で後期高齢者医療被保険者証および利用カード(初回利用時に保養所で交付)を提示してください。精算時に利用料金に対し、1千円を助成します。

4月1日(月)から 公共下水道供用開始区域を拡大します

問 下水道課 ☎(55)7124

▼供用開始区域

- 【佐屋地区】
 ・佐屋町亥新田、新田、宅地、堤西および道西の各一部
 ・須依町庄屋敷、白山および東田面の各一部
 ・稲葉町三四田の一部

【佐織地区】

- ・持中町八町の一部
 ・小津町浦田面、江新田および観音堂の一部
 ・諏訪町池埋、郷浦、郷西、郷東、中杵、中島および古堤新田の各一部

▼供用開始後の注意事項/供用開始後の区域内では、家庭や事業所などから出る排水を下水道管に流すための、「排水設備」の設置が義務付けられます。

くみ取り便所を使用されている方は、供用開始日(4月1日)から3年以内に水洗便所に改造しなければなりません。すでに水洗便所を使用されている方は速やかに接続をお願いします。

【受益者申告書の提出はお早めに】

供用開始区域内に土地をお持ちの方へ送付しました受益者申告書の提出をお願いします。受益者と対象となる土地の把握に正確を期するため必ず申告してください。

▼提出期限/4月26日(金)

【宅内排水接続工事のお願い】

公共下水道および農業集落排水の供用開始された区域で、まだ接続工事がお済みでない方は、1日も早い切り替えをお願いします。

意見募集の結果を公表します ～パブリックコメント結果～

市民の皆さんからいただいた意見を考慮して計画を策定しました。

計画案	募集期間	意見提出人数・件数	問い合わせ先
愛西市 自殺対策計画(案)	平成30年 12月4日(火)～ 27日(木)	3人・10件	健康推進課 ☎(28)5833
第2次愛西市 教育大綱(案)		3人・6件	経営企画課 ☎(55)7133
第2次愛西市 生涯学習 推進計画(案)		1人・1件	生涯学習課 ☎(55)7137
愛西市 空家等対策計画(案)	平成31年 1月7日(月)～ 31日(木)	2人・2件	市民協働課 ☎(55)7113

意見の要旨と市の考え方および策定した計画は担当課窓口および市ホームページでご覧いただけます。今後は、この計画に基づいて事業を進めていきます。

お知らせ

暮らしに便利

あいさい見聞録

健康ガイド

スポーツ

イベント

子育て1・2・3

まちかどtopics